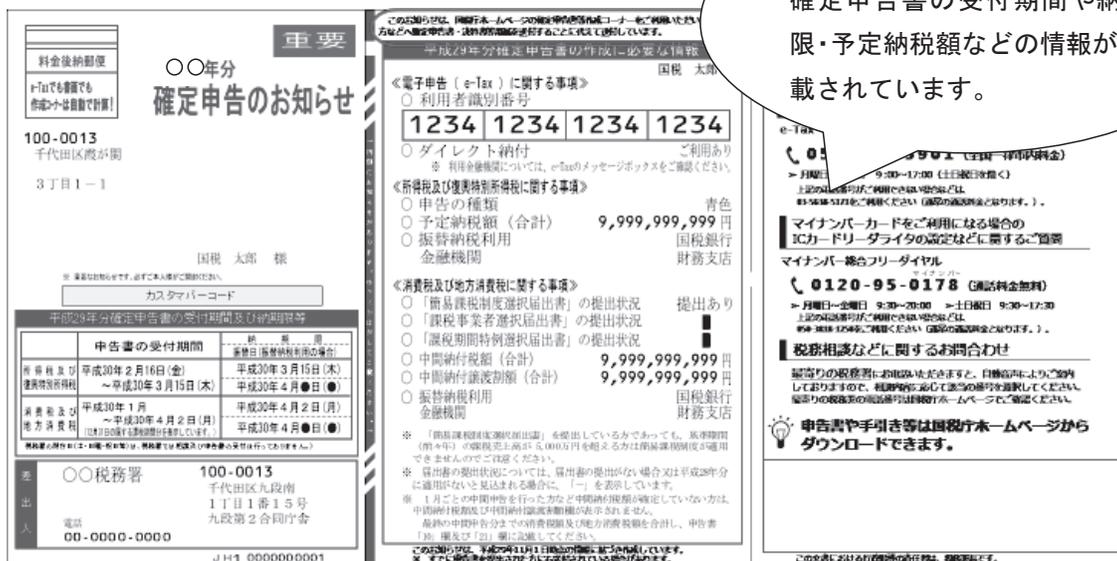


★ 申告書等用紙の送付についての変更点

平成28年分以降の『所得税及び復興特別所得税』又は『消費税及び地方消費税』の確定申告書を当会経由で提出された会員さまには、税務署より決算書・申告書等用紙が送付されません。申告書等用紙に代えて、下記のはがき又は封書にて『令和4年分 確定申告書のお知らせ』が送付されます。

なお、ご本人のマイナンバーカードにて前年 e-Tax により確定申告をされた方は、下記のはがきが届かない場合もございます。

※ 「確定申告のお知らせ」 はがきのイメージ



確定申告でご来会の際には、必ずこのはがきをお持ちください。申告当日のお持ち物などは、鶴申だより1月号にも掲載いたします。

確定申告の際には
「所得税の予定納税額」と
「消費税の中間納付及び中間納付譲渡割額」
それぞれの金額が分かるものをお持ち下さい。

主な国税の納期限（法定納期限）及び振替日

令和4年所得税の予定納税

納期の区分	法定納期限	振替日
予定納税第1期	令和4年 8月 1日 (月)	令和4年 8月 1日 (月)
予定納税第2期	令和4年11月30日 (水)	令和4年11月30日 (水)

令和4年消費税の中間納付

納期の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	令和4年 8月 31日 (水)	令和4年 9月 28日 (水)